

湾であるとかというような国全体のような話というものが非常に多かったわけでありまして、昨今では、それぞれの地方におきましていろんなことを考えていかなければならない、生活に密着したような仕事をやっていかなければならない、こういうふうな仕事を私は随分ふえてきていると思うんです。そういったものはやはり景気対策におきまして地方財政の役割というのがますます重要になってきておるだろうと思っておりますし、そういった点もいろいろ考えてやっていかなければならないんじゃないか。

ただ、いずれにいたしましても、国の方も財政でありますし地方も地方財政でありまして、やっぱり財政という公経済をどういうふうな形で運用していくかというのが大きな問題でありまして、両方相まってやっていかなければならない。車の両輪のごとしと申しますけれども、そういった基本的な考え方によって運営をしていくのが基本ではないだろうか、こういうふうな考えているところでございます。

○釘宮 署 署長は、大蔵大臣に質問ができていうことでございます。せっかくの機会でありまして、関連して私は二つほど大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず、その一つは、最近地方の首長選挙、市町村長の選挙ですが、これが大きくさま変わりをしてきております。以前は、国や県の補助金をできるだけたくさん獲得するために市町村長の手腕は、いわゆる補助金をいかにたくさん取れるかということでありましたけれども、そのために国や県の官僚OBがそのパイプの太さを強調して当選を果たしてきております。しかし、最近はいわゆる独自の町づくり構想を訴えて若い首長が随々当選をしてきておる。このことはいわば住民が何を願っておるか、この傾向というものをどのように受けとめられるか、私は大臣にぜひ伺いをしたい。

もう一つは、いわゆる地方分権という問題について、最近特にいろいろところでこれを推進すべきということが強く言われております。このこと

について今や否定をする人はどなたもいらつしやらないわけでありまして、しかし、それが遅々として進まないということは一体どこに原因があるのか。そしてまた、どこからまず手をつければこの地方分権という問題がこれから進んでいく、いわゆるスタートとなっていくのか。その糸口は何なのか。その辺のところを大臣の口からぜひお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(林義郎君) 先ほどお話を申し上げましたように、戦後の時代あるいは日本の経済成長の時代というのはやはりどうしても中央集権的な形で収入その他もやはり中央銀行のコントロールでやらなくちゃならなかったというように、金融にいたしましてもやはり中央銀行のコントロールがありまして、私はそういった一つの経済的な発展段階においてそれぞれの問題があるだろうと思っております。豊かな時代になってきたということでありまして、いろいろな財源その他の問題を考えてみると、地方その他のものがあります。こういうふうな時代になってきた。

先ほどもお話ししましたように、地方単独事業なんかも先生が御指摘のように非常にふえてきた、こういうことであります。そういったところを反映しますと、いかにして各地方でうまくやっていくかということがそれぞれ独立して考えていくということが一つの大きな柱になってきた。地方において身近な話というものをこれから考えていくというのがやはり住民が一番関心を持っています。ところどころが、これは国の全体の話でありまして、身近なところの問題が非常にふえてきた。基礎的なものにつきましては充分充実されてきたから、より身近なものをどうやっていくかということについて住民がいろいろと関心を持ってきたということも私は事実だろうと思っております。

そういった意味におきまして、いろいろな首長選挙なんかも出てきますし、釘宮先生のところのお話を申し上げて恐縮ですが、平松さんなんかも一

品一村運動なんということをやっておられるわけでありまして。そういったような形で独自性を持つたようなことというものがだんだん出てくる。これは単に地方自治ということだけでなく、自由主義体制という中でも私は非常に望ましい方向だろうと思っております。そういった、そういった形でいろいろな新しい動きというものが出てくるということも望ましいことだろうと思っております。

そういったことをこれからどうやっていくかというの、やはり政治家としてもいろいろな方面のことを考えて着実に持っていくかなければならない。それをどうやっていくかというのは、いろいろなことをお互いがまさにこの地方行政委員会その他のところにおかれまして御議論をしていくことが大切なことじゃないか、こう思っております。

○釘宮 署 ただいま大臣から、地方の考えはまず地方の身近な問題を自分たちで考えるという時代が来たという御答弁でございました。が、二十一世紀に向けて新しい日本の体制というものをつくっていくためには、政治改革とあわせて地方分権というのは絶対にやっていかなければならない問題だと思っております。ぜひお願いをしたい。我々も一生懸命それに取り組んでいきたいというふうに思います。

私は実は政治の世界に入る前まで精神薄弱の子供たちの施設で施設長をしておりました。私自身、生まれてからは施設の中で生まれたわけでありまして、そういう意味では福祉という問題を実は私は政治の世界ではライフワークにしてきています。それで、先ほどまでの論点に立つて今後の福祉行政について伺いをしたいというふうに思います。

御承知のように、福祉措置費というのが施設において運営費に充てられております。この福祉措置費は従来十分の八という国の負担の中からスタートをいたしましたけれども、平成元年には、児童、老人、精神、身障の福祉については機関委

任事務から団体委任事務に移行されました。その際に、国庫負担は従来の十分の八から二分の一とされ、いわゆる地方にその権限が移されたわけでありまして。そして、さらにことしの四月からは、老人福祉さらには身体障害者福祉の措置費が県から市町村に移譲されました。今年度中に市町村に地域保健福祉計画も策定が義務づけられておるところであります。

こうした福祉を身近な地方団体である市町村が積極的に展開するという方向は、福祉が画一的なものでなく、その地域の実情に合った形で伸び伸びと展開されていくということが望ましいわけでありまして、私はこの考え方は非常に時宜を得たものだというふうに考えるわけでありまして。

そこで、福祉という大きな枠組みで地方団体に今後は財源をぜひ保障していただきたいと思います。権限だけをおろして金目はおろしていただけない。また、金目を地方団体にすべて任せ、あとは地方でやりなさいということでは地方は非常に不安になっていくわけでありまして。特に過疎地域等ではこれからお年寄りほとんどふえていくわけでありまして。そういった問題等を含めると、いわゆる地方単独福祉施策にかかわる地方財源の充実が非常に必要になってくるというふうに思っております。

ですが、この点について、大蔵大臣として自治大臣にお伺いをしたいと思っております。

○政府委員(竹島一彦君) 福祉につきましては、御指摘のように大変大きな行政需要が地方にあるわけでございます。そういったことを適正に行っていくためには、福祉に限りませんで、いわゆる一般財源というものを十分に手当てしていくということが必要であるということも私も同じように理解をしております。ただ、現実問題、今回の予算におきましてもお願ひ申し上げておきますように、国と地方の公経済のバランスという観点に立ちまして、自治省を含め地方公共団体ともよく協議した結果、交付税につきましては特例減額ということをお願い申し上げておりますけれども、基本的には一般財源について十分

に目配りをしていかなきゃならぬということを心得ておられるつもりでございませう。

なお、地方単独事業の分野におきましても福祉につきましてもいろいろな施策が講じられておりますけれども、それらにつきましても地域福祉基金といったような特別の工夫もいたしまして対応しているところがございます。

今後とも、全体との兼ね合いがございませうけれども、御趣旨に沿う形で努力をしていきたいと考えております。

○政府委員(湯浅利夫君) 福祉につきましては基本的にはやはり人に対する行政ということでございますから、その身近にございませう地方団体の行政というものが基本になるといふことだと思えます。そして、それぞれの地域の実情に応じた施策というのを自主的にやっていくためには地方の自主財源の強化というものが必要ではないかと思っております。

そういう観点から、今年度におきましても地方財政計画の策定に当たりまして、社会福祉関係の単独施策につきましても大幅な増加を確保いたしたし、また先ほど御指摘の地域福祉基金の積み増しというふうなこともやっております。また、今後は、今後とも大蔵省ともよく御協議をしながら地方団体の実情に応じた単独施策がございませうような財源措置を私どもも努めてまいりたいというふうな考えでおります。

○釘宮警署 福祉の財源について一般財源化という議論もあるようですが、やはり地域に見合った福祉、これは先ほど来議論になっておりますように、市町村の町づくりとあわせて、いわゆる画一的な形のものではなくて、それぞれが知恵を絞ってやるという福祉施策というのが私は必要であるというふうに思っています。したがって、財源についてはこれを確保してやるということにしないと、ただやれと言っても財源がなければこれはできないわけでありまして、その部分についてはぜひここでお願いをしておきたいというふうに思っています。

そこで、昨年、公立保育所の人件費を地方負担にしているかという話題がありました。私は国費も地方費も同じ公費でありますから国庫負担のある措置費という形をとらなければならぬという硬直的な考えを持つものではございません。ある意味では、措置費を福祉の現場において安住させることによって真に求められる福祉の取り組みの多様性が損なわれる可能性があることも危惧するものでありますから、そういう意味では私はこれを否定するものではありません。中には、市町村によって福祉サービスに格差が生じるようになっては大変だということも言われているように、町が比喩たときに福祉施策が悪いんだというように話になれば、そういう行政を進めていく首長さんにはこれからは生き残っていくというふうな思われかねない。そういう意味からすれば、そこにサービスの競争原理が生じて私はある意味ではいい結果が出てくるのではないかとこのように思っております。

しかし、そう言っても、今回の公立保育所の人件費あたりの取り扱いは話を聞いてみましても、そこにはどうもそういう福祉の今後のあり方というふうなものがあるように置かれて、ただお金のつじつま合わせみたいな形でやられてくる可能性をちょっと感じるわけでありまして、その辺を一つは危惧するところであります。

こうした保育行政にとどまらず、福祉全般について、住民のニーズ及び第一線で活動する福祉の現場の意向を十分に踏まえ、地についた議論を展開し積極的に福祉を推進させるべきと考えられるものでありますけれども、福祉についての取り組みの決意を両大臣にお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(林義郎君) 福祉の問題というのは広範多岐にわたるような問題でございまして、私はある程度まで全国一律に考えていかなければならない分野もあると思っております。そういう形でやるところと、それぞれの地域の実情に応じまして、また福祉のいろいろな仕事をやってもらえる方々のいろいろなニーズがありますから、そういうものに配慮してやっていかなければならない点が多々あるだろうと思っております。基本的には、どこでどうするかということではなくて、本当にいい福祉社会をどうつくり上げていくかというのが私はねらいだと思っております。

先ほど来申し上げておりますように、だんだんと国民のニーズというものが身近の問題に近づいてきた。基本的なものは、そういう身近な問題に近いようなものが自由に出てくるような形で、地方制度の仕組みである地方財政であり地方行政の仕組みというものは私には考えていかなければならない話だろうと思っております。

そういう中で、全国的にやったりやったりしなければならぬような問題もあるだろうと思っております。例えて申しますと、生活保護というものは福祉の一つだろと思うんですが、これはいろいろなことがありましても、全国的なやったりレベリングというのは一つどうしても置かなければならぬだろう。しかしながら、その実施に当たりましては、それぞれの地域の実情もございませうから、地域の市町村においていろいろと配慮してやっていかなければならぬような問題だろうと思っておりますので、さらに実態に合うようにこれからも努力をしていくべきものだろう、こういうふうな考えでいるところでございませう。

○国務大臣(村田敬次郎君) 釘宮委員の御質問を先ほどから拝聴しておりました。大変若々しい理想に燃えたいという考え方がよく出ております。要は、中央政府は小さな小さな生活関連のサービスをする政府という考え方でいいと思っております。それから福祉、保育その他全般についての御経験からのいろいろな実感というものはよくわかります。ただ、福祉行政はナショナルミニマムというものがあつたとして、これは大蔵大臣も御答弁されたように、全国的な基準は必要であります。

それからまた、福祉行政についての各地方公共団体の過度のサービスというのは、これは控えなきゃいけないと思っております。

現在は生活大国の時代でありますから、いわゆる生活基盤の投資というものが非常に大事な時代になって、産業基盤整備よりも生活基盤整備というものがだんだんと進んでいかなきゃならぬ。そういう意味で、釘宮委員の心は、要は愛情を持って住民に接する、そしてこれからの政治行政をよくするというところであらうと思つて、こういう点は私は大賛成でありますから、地方自治の充実強化に向けて、また福祉施策の充実強化について、委員とともに努力をしてみたいと思つております。

○岩本久人君 林大蔵大臣のお隣、島根県選出の岩本でございます。大蔵大臣には初めて質問いたします。よろしくお願ひいたします。

さて私は、今ここに、昨年の五月二十八日に本委員会で行いました特別決議、題して「地方行政の拡充強化に関する決議」というものを持っております。今ごろのようでありまして、あえてさわる部分だけちょっと読んでみたいと思つております。

政府は、地方行政の課題に的確に対応するとともに、地方行政の長期的な安定と発展を図り、もつて地域の振興と地域福祉の増進を図るため、左記の事項について善処すべきである。

一、地方交付税が、国と地方の事務分担、経費負担区分に基づき、国と地方との税源配分の一環として設けられている地方団体の固有の財源であることにかんがみ、国の財政事情の都合によつてその税率の変更等を厳に行わないこと。

また、地方交付税法附則第三条に基づく特例措置については、昭和五十九年度改正の経緯及び地方交付税制度の趣旨にかんがみ、地方交付税総額の安定的な確保に資する観点から、その慎重かつ適正な運用に努めること。

策定云々、三つ目は自治・分権云々ということが書いてありますが、大蔵大臣はこれをごろんになつたことがありますか。

○国務大臣(林義郎君) 拝見させていただいておられます。国会での御決議でございまして、政府の方からは自治大臣から御趣旨を尊重し、善処してまいりたい、こういうことで言っているわけでございますから、内閣の一体性として当然私たちが同じような考えであることは申し上げておいていいと思います。

○岩本久人君 私がごろんになったことがありますが、さういふのは、つい今し方、ここへ来る前にちがつと見たということじゃなくて、いつごろ見られましたか。少なくとも地方財政計画の審議の前、議案をつくられる前ぐらいに見られたのか。今見たというんでは、これは私が言うところの見たことにならない。こういうことで、再度お願いいたします。

○国務大臣(林義郎君) この官報を見たのはそんなに昔じゃありませんけれども、内容的には大議論をされているところでございますし、かねがねこれは議論されているような諸問題でございますから、内容については承知をしているということでございます。

○岩本久人君 それでは、この委員会決議は大蔵大臣にとつてどのような意味を持つのか。位置づけはどうなっているのか。

御案内のように、大蔵大臣ということになれば、G7から、私たちが予想をはるかに超える大変な仕事が続々に山積しておつて、とてもそれは大変なお仕事だということを十分認識しているから聞いておるわけですが、そういう大蔵大臣の立場から見ると、この決議はとても重要なものなのか、まあそれなりのものなのか、あるいはそれよりもっと下なのかというこの三つで分けると、どこに位置づけられますか。

○国務大臣(林義郎君) 三つに位置づけることもございせん。やはり国会の御決議でございまして、当時の自治大臣からも発言をしております。

すように、「その御趣旨を尊重し、善処してまいりたい」、これがやっぱり政府の立場でございまして、その立場は当然に今の内閣としても継承してまいらなければならないものだ、こういうふうな考えでおるところでございます。

○岩本久人君 趣旨を尊重し善処というのはどこでも使われる言葉であり、それがどの程度の効果を発揮するのかということについても、ここにおる方全員が大体その程度と、こうわかることなんです、その中身というのは。

それで、さつき大臣が言われた大議論されたことなので、さういふかなりの御関心と意欲と位置づけがあるのならば、なぜことしの地方財政計画がこういうことになっているのかということはどうしても問わなければならないということなんです。

例えば今ここに明確に書いてあることについてですが、ことしの地方財政計画ではどうなっているのか。今提案をさせていただいて、今まさに審議をしておるこの中身はどうなつておるのかといひますと、あれほど厳に慎めと言われた特例措置を四千億円きつちり減額しておる。それから、附則第四項に基づく加算額合計三千二百九十四億円のうち実に二千九百二十四億円、ほとんど全部と言つてもいいほど、先送りをされている。それから、総額に加算することとしていた額の四千三百七十七億円についても平成九年度以降というふうな先送りしている。

このようなことを思うと、大蔵大臣にとつてこの委員会決議といったようなものはほとんど限りなくゼロに等しいという位置づけしか持つてもらつていないのではないかと危惧するわけですが、こういったことが現実処理されておるといふことについて大蔵大臣はどのようなお考えをお持ちされるか。また、それでいいのかどうか、大蔵大臣がおられる前で自治大臣の見解も聞いてみたいと思ふんです。

○政府委員(竹島一彦君) 地方財政につきましても、まさに地方交付税法等の法律に基づいて毎年

度自治省との間で協議が行われてきて具体的な措置が決まらされているということでございます。五年度におきましては、御案内のような厳しい財政事情、これは国、地方を通じて言えることとございまして、さういふ中で、よりよい内容の施策をお互いに行つていかなきゃいかぬ、特に地方財政については円滑な運営が確保されなきゃならぬということで、五年度の予算編成に当たりましては大変濃密な協議が行われたわけでございます。

御指摘の点でございますけれども、五年度に關しましては、これはいわゆる国の財政と地方財政の両方をよくならみ合わせまして両方がうまくいくようにと、いわゆる公経済の車の両輪論に立ちまして交渉させていただきました結果、特例減額をさせていただくと。それは当然、その裏側といひまして、五年度の地方交付税の総枠につきましてはお願ひ申し上げておりますような金額で何とかやっていける、こういうことでございまして、さういふ協議の結果、特例減額ということとをさせていただきました。

それから、法定加算、特例加算等の後年度への繰り延べでございすけれども、これも同様に国の厳しい財政事情にかんがみまして、遺憾ながらと申し上げるべきでございすけれども、これも法律に基づきまして後年度に送らせていただいているということでございます。

いづれにいたしましても、このようなぎりぎりの措置を講じまして、国の財政、地方財政の両方が何とか適正にいくようにということで講じられている措置というふうな御理解いただければ幸いと思ひます。

○岩本久人君 あなた、名前は何というんですか。肩書は何ですか。私は大蔵大臣に質問したんです。

○政府委員(竹島一彦君) 地方財政担当の主計局次長の竹島でございます。

○岩本久人君 それは大蔵大臣の代行ですか。何ですか。大蔵大臣に失礼じゃありませんか、私は

大蔵大臣に質問したのに。

○国務大臣(林義郎君) ただいま主計局の次長が申しましたように、いろいろな点を配慮いたしまして予算を組んでいるところでございまして。

先ほど来御説明申し上げておりますように、公経済車の両輪のごとし、こういうことでいろいろと工夫をしながらやってきておつたところでございまして、私は決してこの決議を無視したり何かするというような感じでやっているとこころでは全然ございせん。いろんな御決議がありますが、苦しい財政事情の中でどういふふうな形でやっていったらいいか、こういうことを考えながら検討しているところでございまして。

いろいろな点で、「慎重かつ適正な運用に努めること」とか「厳に行わないこと」とかいうようないふような規定がありますから、さういふことを十分に考えまして配慮して今やっておりますのが竹島君が御説明したところの話でございます。御理解を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今岩本委員が御指摘になつた平成四年五月二十八日の決議、これには諸先生の大変な願ひとそして大きなねらいが込められておると思ひます。地方行政委員会はそういった意味で本当に長い間の苦労の積み重ねでございますので、きょうは大蔵大臣によくその話を聞いてもらふ会だ、こういうふうな思つて出席をしております。

公経済の両翼という意味で、大蔵大臣の担う国家財政そして私の担つております地方財政、これは国家を成り立たせていくためによく御相談を申し上げて協力をし合ねばならない、こういう立場だと思つております。特に今は、本当に国家財政も地方財政も極めて厳しい状況でありますだけに、私どもは心を締めつけてしっかりと対応していかなくやならぬ。地方行政委員会の委員の各位とともにそれをしつかりと進めていく決意でございます。

○岩本久人君 自治大臣が今言われた、大蔵大臣にいろいろ意見を聞いてもらふ場だ。それはそ

れなりにわからないではありませんが、ただ聞きおくでは困ります。それで、大蔵大臣はいろいろ述べられて御理解を得たいと言われますが、理解できないから今質問しておるわけではございません。まだ審議中ですから、済んだわけではあります。まだ今後ともいろいろやりたいと思っております。あしたも含めて。

それで、私が一番言いたいのは、全く責任のないところで、次々大臣が交代される。大蔵大臣は自治大臣ほどでないにしても、自治大臣の場合はこの四年間で五人かわつてゐるわけですね。大蔵大臣は何回かわつておられるかわかりませんが、いずれにしても、重要な仕事をされるわけですが、ごく限られた期間で次々かわられる。だからせっかくの、例えばこういった特例減額なんかの問題でも、毎年自治大臣と大蔵大臣とで今後このことがないように、ことしは前例にしないといったような意味のことを書きながら、決議というものもなされておるわけでありますが、結果としては、例えばと言つてさき言つたようなことと等について約束がほごにされてゐるということをととても残念に思うという立場から質問させていただきます。

ことしは今のところ、見通しとしてはあした委員会決議をやるように各会派で鋭意相談中でありますが、この委員会決議を完成させるためには大変なエネルギーが要するんです、それぞれがそれぞれの主張を持って政党が出ておるわけですから。それを全会一致で一つの決議をつくるということの意味はとても大きいんです。重たいんです。どうか、来年のときにもまた同じことを聞かせないようきつちり対応してもらいたいということを特に要望しておきます。

時間がだんだんなくなりますが、もう一つ、附帯決議の中にあることで交付税の特別会計への直入の問題があるんです。これはどういふことになつておるんですか。これは無理に大蔵大臣でなくともいいですが、よろしく願ひいたします。

○国務大臣(林義郎君) 直入の問題につきまして

はこの二にございまして、「繰り入れる制度を積極的に検討する」という表現をいただいております。まさに私は積極的に検討はいたしておるわけでございますが、この制度はいろいろと長い経緯があることは先生先刻御承知のとおりでございます。交付税の特会が二十九年にできましてからずっと続いている制度でございまして、いろいろな問題があるところでございまして。

あえて申し上げますと、現行方式の中では短所ばかりではありませんで長所もあるわけでございまして、歳入面では、税制の根幹をなす所得税、法人税等の税負担の状況、また歳出面では、中央、地方相互間の財源配分の状況を一覧性のある格好で示すことができる。そういったことによりまして、国及び地方を通ずるところの財政運営の総合的調整を図るために有効な資料を提出することができるといふことでございまして。

また、交付税特会へ直入するということになりまして、交付時期につきましても実際に税の収納をいたしたもののしか払えないなどというような状況もあるわけでございまして、そういった点で地方財政に与えるところの影響も少なくないんだらうと思つてゐるところでございまして。私どもの方は、なかなかこの問題は難しいけれども積極的に検討しろと、こういうふうな決議でございまして、さらに検討はいたしてみたい、こういうところからでございます。

○岩本久人君 申し述べられました二つの理由はそれぞれ反論がすぐできるんです。一般会計だけじゃなく特別会計も一緒に見ればすぐわかることであるし、地方団体が一定の借入れをするというところは日常茶飯にやつてゐるわけですから、そうすれば後段のことについてもうクリアできる、こういうことです。それをやりとりしとつてもしょうがありません。さらに検討せよということなら検討するということをおっしゃいましたから、では検討された結果来年度以降どうなるかというところをしっかりと見きわめていきたいと思つておりますので、お願いいたします。

ところで、昨年度のこの委員会における議論で、なぜ八千五百億特例減額かといったときに、地方財政余剰論というものがあつたわけでありまして。このことについては、昨年も大蔵大臣に来てもらつていろいろなことをする中で、確かに余剰という言葉は適当でないかも知れないということとで、衆参の委員会におけるいろいろな議論を踏まえた上で平成五年年度の地方財政計画については書き方をちょっと検討してみたい、こう言つておられたのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 何か財源余剰ということが昨年、その前からいろいろと御議論があつた、このように拝見しております。

私は、国の財政、地方の財政それぞれでありまして、車の両輪というように格好でバランスをとつてやらなければ公経済全体がおかしくなるであらう、こういうふうな基本的な考え方を持つておりまして、特に地方が余剰といふと何か金が余つてゐるというふうな語弊があるのでということだらうと思ひますが、そういったことではなくて、地方財政の収入見通しをいたしますと歳入が歳出を大幅に超過してゐる状況であつたというのをそういった余剰という言葉で言つたんだらうと思ふんです。余剰というとか余つて余つてしまふが、どこでもというふうな感じがしてゐるんだらうと思ひますから、そういった点でおかしかったらうと思ひます。それは私は明らかにそうだらうと、こう思ひます。

いづれにいたしましても、今回は表現を変えまして、公経済を担う車の両輪としての立場という形で財政計画その他におきましても御説明をしてゐるところでございまして。御審議のいろいろなことを頭に置きながらこういうふうな形にしたところでございまして。

○岩本久人君 今、大臣が言われたいわゆる公経済バランス論というのは、いろいろな解釈をしてゐる人もありますが、少なくともそれが成り立つ大前提は、私はいわゆる国と地方というのが完

全にいろいろな意味で対等の立場にあるということではないかなと思ふんです。しかし、御案内のように、極端な一極集中の中で、ではそれが可能かといへば、とてもそのようなことになつていないというのが現実です。

さつき釘宮議員さんもおっしゃいましたが、この間の久世委員の言つておられた、私はあのときには、国がお父さんで自治省がお母さんで子供が地方だと、このように聞いておつたんですが、そうじゃなかったですか。そうしたら大蔵省がお父さんで自治省がお母さんでというふうなようなんですが、いづれにしても、私はそういった議論を是としないんです。子供が地方では困るんです。それが反対、まあ反対というのもおかしいですが、そういう比較論自体に非常に疑問が残るということなんです。

いづれにしても、公経済バランス論の大前提としては、何度か言つて恐縮ですが、いろいろな意味で対等な関係というものが堅持されてゐるということなくしてそれは成り立たないと思つておるんです。細かいことを言えばたくさんあるわけですが、時間がありませんので、その点についてどのようにお考えか、大蔵大臣と自治大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 何か御議論がありまして、父と母と子というふうな御議論があつたやうでございまして、地方自治というの、憲法に書いてありますから、国の一つの制度として中央の行政機関とともにやつぱり憲法上認められたところの立派な制度であるし、それが自治の原則に基づいてやるというのは憲法上与えられたところの大変に高いものだらうと、私はこう思つております。

そういったものでありますから、国と地方とが相まつてやつていかなければならない、どちらがどちらだといふような話ではない、私はこういうふうにお考えでございまして。

○国務大臣(村田敬次郎君) この理想は、まさに大蔵省、自治省、全く同格であつて、そして、地

決して、未来永劫にこういったことを続けるというのではないと思ひますし、そのときそのときの社会経済状況に應じまして対策を立てていかなければならない。こういうふうな形になっているというふうなことにつきましては、なかなかこれは難しい話であるけれども、やはりこれでしかなかった、こう思っているところでございます。

地方の方におきましてもその問題を含めましていろいろな点の問題があると思ひます。財政というものもいろいろな点で苦しいことをやっているところも確かにあるわけですが、そういうことを越えて、財政というものが全体として健全な格好にいくようにという形で私たちが努力をしていることを御理解願ひたい、こう思っております。

○統訓弘君 学者の意見では、今のような特例減額については随分国債ではないか、こういう説がございませうけれども、それに対する大蔵大臣の見解はどうかでございますか。

○国務大臣(林義郎君) いわば隠れ借金というのをよく言われるわけですが、具体的にどんなところまでを隠れ借金と言ふのかというのは必ずしもはっきりした定義があるわけではありませぬけれども、これを含めまして、今後処理を要する措置という形で資料を出して御審議をお願いしているところでございます。もし何でございまして詳細な内容は竹島次長から御説明をさせていただきますけれども、そうしたことを踏まえまして、いろいろな私も難しいことをやりながら財政を組んでいるというところにつきまして御理解を賜りたいと思つておるところでございます。

こうした今後処理を要する措置につきましても、それぞれのごとく書いておられますけれども、これが恒常的な形になるというふうな話では私はないと思ふんです。しかしながら、財政全体としてやっていかなければならないということならばこうした形のものでやむを得ない措置じゃなかったかと、こういうふうな御理解を賜ればあ

りがたいと思ひます。

○統訓弘君 三年間の千七百二億を含めまして、私、本院の調査部に今までの累計額はどのくらいあるのかというのを調査していただきました。結果は、四兆一千億を超えていると、国に対する地方財政の肩がわりがですね。本来ならば地方にいたただけるお金を、国にお貸ししているというのを累計すれば四兆一千億を超えているということをお伺いしたわけでありませう。

そうなりますと、これは大変な金額だと。同時に、本来地方の財源を、地方はその分だけ利子のつく借金をしているわけですが、将来、交付税上利子は払つていただけたらというところになつても、結果としては全地方団体の財源から利子を払うというところになるわけでありませう、これはみづから財源を食つていくにすぎない、こんなふうな思ひます。つきましては、この四兆一千億に上る利子について、地方団体が将来負担すべき利子について国で肩がわりしていただけたらどうか、その辺のことをお伺ひします。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘の四兆一千億、その中には年度間調整ということで行われております特例減額というものの累積も入つておられるわけですが、この取り扱ひにつきましてはあくまでも年度間調整でございまして、特例加算もあれば特例減算もあると。たまたま今特例減額がそういうことでもたつておられますけれども、年度間調整という仕組み上、利子はお互い、国の場合も地方の場合もこれは求めないということでも五十九年度の改革以来行われているわけでございます。そういう意味で後年度への繰り延べのものとは性格を異にしているという点を御理解いただきたいと存じます。

○統訓弘君 竹島次長のせつかくのお話でありませうけれども、地方の側からすればその分だけは起債、借金を賄つておられるわけですね。その借金は利子を払わなくちゃいかぬ。その財源は一体どこから来るのかといへば、地方交付税の中から来るわけですね。そうでしょう。そうだとすれば、その

分だけ本来交付すべき地方交付税が少なくなるわけですから、その辺のことをやはり国が保障してしかるべきではなからうか、こんなふうな思つたわけですね。

ただ、今お話しのように、それは話し合いがついていないんだと、こういう話であるけれども、地方の側からすれば、当然本来ならば利子を払わなくちゃいかぬのを、国に貸したのがゆえに実は借金の利子を払わなくちゃいかぬと。そんな不合理なことがあるのかというのが実は地方の方々の御意見でもあつたわけですね。その辺のことをこれからひとつそういうことのないようにしていただきたい。このことは御要望申し上げます。

○委員長(佐藤三吾君) 時間が来ましたよ。

○統訓弘君 実は、社会党と公明党と民社党で、ぜひ景気浮揚策のために所得税減税をお願いしたい、こういうお話申し上げました。ところが、それに対して財源がないんだと、こういう話であります。赤字公債は出したくない。なるがゆえに、そういう三党の要望はこの際聞くわけにいかぬ、こういうことでありましたけれども、今御指摘申し上げましたように、四兆一千億というのは、これは隠れ国債じゃないか、赤字公債じゃないか。そんなことからすれば、私は知恵を出せば所得税減税ができるんじゃないか、こういうふうな思ひますけれども、大蔵大臣の所見を伺ひたい。

○国務大臣(林義郎君) 今やとりがかりました中で、地方でどれだけ負担をするか、利子分はどうするか、四兆一千億に上つておられると、こういうお話がありますが、その辺につきましても、貸した金また本来入るべき金についてどうするかという御議論のあるところでありませう。

これはやはりそういういろいろな形での整理をし、法律的にも明らかにしてやっていると、ございませうが、今言われておられるところの所得税減税ということになりますと、これは明らかに物が違つたわけではございまして、一般的に全部やる、こういうことでありますから、それは税収が非常に上がったというふうなときでございましてなら

ば、また少し税収がふえて全体としての余剰が出ると、こういうふうな話ならばそれは私も考えてもいいんだらうと思ひますが、そういう状況でないときである。しかも、せつかくこの前まであった赤字国債をやつとやめたところである。すぐにまたやるということになりますと、やはり財政の規律という問題があると思ひます。

そうしたようなことと同時に、その所得税減税をやりましたときに、一体経済効果というものがどうであらうかと。今のところ、所得税減税をやつたところで、すぐにそれが消費喚起に向かうかどうかというのには非常に経済学的にもわからない、こういうふうな話があります。

もう一つは、所得税の減税をやりましたときに、所得税体系として一体どうであるか。全体の中でどこをどういじつてやるかという点もございまして、いろいろ難しい検討すべき点があるというのを予算委員会その他で私は申し上げてきておられるところでございます。野党三党と我が党との間で話し合いがありましたことは先生先刻御承知のとおりでございます。衆議院の予算委員会でも通過するときに御話し合いがありました。また、五月の二十日、三日でしたか、なんかにまたお話し合いがあったところでございます。

○委員長(佐藤三吾君) 簡潔に願ひます。

○国務大臣(林義郎君) 五月の最終的に話し合ひをしたときには、自民党の幹事長からは今所得税減税をやるような段階ではないではないかというふうなお話がありました。しかしながら、なおこの会期に向かつて引き続きお互いが協議をしていくというふうな話にはなつておりますから、その辺の話し合ひの推移を私たちは見守つておられるというのが現在の姿勢でございます。

○統訓弘君 どうもありがとうございます。

○長谷川清君 大蔵大臣にお伺ひをしたいんですが、とにかく世の中不景気だし税収は落ち込むばかりで、国の予算も大体七十兆をちよつと超えるぐらいの程度でございませう。七十兆、これは額

面でございます。大体そのうちから地方交付税であるとかトータルで二十九兆ばかりが地方へ行っております。見かけだけでいきますと地方は大体七十四兆ぐらいの規模になると思うんです。国の方は大体四十兆ちよつとぐらいでしようね。実際の体力は三十兆規模。七十二兆と言ひながら日本の国の体力は大体三十兆規模というぐらひ。赤字もありますから、これも右から左へと出ていっている。

一方、こういう状況でございます。私は国も地方もお金には非常に厳しいという状況だと思ひますが、さきながら、その中であつて、いかにこれを有効に同じ額でありまして生かして使うか、そういう視点で質問したいわけでありまして。

例えて言うならば下水道。これは各地方自治体の責任で計画をしやる仕事でございます。これについては約五〇％が国庫支出になりますから、国の方においても、何というのでしょうか、やはりそこではゆるゆるの支配というか、金は出すが口は出さないというのなほいんですが、しかし五〇％の金は出るわけですから、それについて、地方自治体が五年間で三〇％ぐらいの下水道の達成率を果たしたいと計画いたしました。国の方でいや一〇％だと言われればそれまでなんです。といった、挙げれば切りがないけれども、国の地方支配というもの。こういったお金の権限がある。お金だけならいいんですけれども、権限がいつも別のルートで行く。お金と権限が同時にすつと移譲されていけば一番わかりやすいんですけれども、そういう状況に現在ないと思ひます。こういう点について、これは一つ何か改善の糸口はないんでしょうか。

それから、時間の関係もございまして、もう一つ、そういう点において本場に生きたお金を使う工夫をするという場合に、国庫補助金、についてはやっぱり現在のやり方は幾つか弊害があると思ひます。例えば国の今言うような過剰な関与というものがございまして、ですから、地方の自主性は阻害をされますし、膨大な事務負担もそこ

には発生いたしますし、補助金の依存体質というものも助長されてまいりますし、ろくなことはないと思ひます。

でございまして、この国庫補助金についても国庫補助金を抜本的に整理、統合、合理化して、今地方に定着しております一般財源に入れるとか、あるいは零細補助金は廃止するとか総合メニュー化をしていくとかといった工夫というものができないのかどうか。そういう点についても同時に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 今、長谷川委員から下水道の例を引いてお話がありました。下水道をもう少し生きた金を使つてやつたならばうまくいくではないか、地方でやるような仕事をもう少し活性化せたらと、こういうふうな話でございます。私も、下水道その他ゆるゆるの生活関連の問題につきましても大変重点的に配分をしていかなければならない、そういうふうな考えであるところでございます。下水道とか環境施設であるとかかというものにつきましても一般公共事業の中のシェアは大変大きく変化をしてきておるところでございます。金の方では相当につけていく、こういうことでございまして。権限的な話につきましても建設省その他のところもありますけれども、やはり実施主体がうまくやつていくということが一番大切なことでございまして、東京であるとか各都道府県等々におきまして、いろんな形でやはり実施をうまくやつていくということが私は大切なことではないかと思ひます。

やはり何をいつたところで金を相当につけていくということが一番の私は進歩だろと思ひます。権限でどうだということよりは、まず金をつけてから、それでどういうふうな動かし方か。あとと要するにつくっていくことでありますから、余り難しいことを言つてもできなかったらこれはしょうがないわけでございますから、私はそういう形で進めていつたらいいんじゃないかと思つておるところでございます。

それから、もう一つの問題は、いろんな補助金

について一般的な補助金枠をつくつたらどうかと、こう思ひます。先生の党から第二建設事業枠とかなんとかというお話もかつてございました。しかしながら、そういう形でやる場合に、果たしてトータルでこの金は道路でもそれから港湾でも何でもというふうな話になりますと、これはやっぱりなかなか難しいんだろと思ひます。というのには、一つにはやっぱりナショナルミマムみたいなものをつくつて考えていかなければならない。やはり国の事業でありますからミマムというものをつくつていかなければならない。そうすると、いや、おれのところは道路でもらつたけれども老人ホーム建てるぞと、こういうふうになつて、果たして全体としてのバランスがうまくとれるのかどうかという私は問題があると思ひます。

それはやっぱり金の使い方でございますから、国全体としての金の使い方についての物の考え方と、各地方地方でどういうふうなやつていくかというのには常にやはりバランスをとつていくということが私は必要なことじゃないかと考えておるところでございます。そういう形でいろんな仕事をふやしていかなければならない。これは当然のことでございますので、そういう形でやつてまいりたいと思つておるところでございます。

○長谷川清君 今回、公共事業費として別枠で、生活関連で大体二千億ぐらい。これは非常にいいことだと思ひます。額的には何兆という規模の方がいいにそれは決まっていますけれども、これについてもそうであるしそれ以外のものでもそうでありまして、例えば地方自治体が責任を持つてやろうとする場合に、道路は建設省になりますね。電柱があれば通産省でしょう。そして、木が植わつていけば農水省ということになるんですよ。こういう二千億なら二千億の金を各省庁に割り振る。地方において例えば文化会館のようなものをつくる場合でも、各省庁にそれぞれ予算が回りますので、だから生きた金にならないんです。

これは総合的な調整が可能でなければ工期はほとんどおくれちゃう。だから今一番大事なことは、景気の問題からいきましてはやはり内需の拡大という内需型のものに経済を体質改善しよう、そういうさなかにおける各論の一つ一つの特別の予算までつけてやつていくわけですから、そういう一つ一つが非常におくれちゃうつて、何とかこれは大蔵省がテーブルをつくつて本気で各省庁間の調整を、そこからは非常に大事なところにあるのではないかと。

ですから、そういう意味においての各省庁間における金の使い方、今、縦割りの弊害は一挙に解決できないだけに、何とか運用でみんなの誠意でそれが所期の目的がずうつと現場で進行できるようなひとつ御努力をしていただけないものかどうか、そういう点について質問を最後にいたします。

○国務大臣(林義郎君) 先ほどちよつと私の方が先回りしてお話を申し上げましたんですが、民主党さんには前からそういうお考えありまして、第二事業枠とかというふうなお話がありました。私も一つのお考えだとは思ひますが、具体的にどうしてやつていくか。今お話がありましたように、道路は建設省だ、そのところの樹木は農水省だ。それは樹木それだけでしたら私は簡単にできそうに思ひますけれども、やはり樹木ではなくて林野の話であるとかなんとかということになりますと、そこをどう調整するかというふうなことはいろいろと私はあると思ひます。

ただ、国土庁で調整枠というふうな形がありまして、道路をつくるときに、たまたまそこに排水工事があつたとか何とかというときに調整費というふうな格好があるというの事実でありますし、いろいろと知恵を絞つていくことを私はやつていかなければならないと思ひます。特に実施をするのは大体地方でございまして。地方公共団体が多いわけでありまして、地方公共団体がその辺のいろいろの陳情をされる、建設省に陳情する、通産省や農水省やその他のところに行

かれると、こういうことでありますが、最後にでき上がつてくるところは地方公共団体が皆見えているわけでありまして、地方公共団体がその辺のうまいコントロールを私はやっていくようなことを考えるのは一つの方法じゃないか、こう思っているところでもあります。

○長谷川清君 あと一分ありますから意見を述べたいんですが、今の問題につきましても、省庁相互の問題だけではなくて、そこにやはり議員が間に入つて、いろいろ道路の問題から下水道の問題から一遍にやろうと思つたらやれるものを、おれがこれをやってやるんだという式ですつと延ばしていくような、そういうものはここにはないと思ひますけれども、全国の中にあつてはこれかなり阻害をしていると思うんです。

だから、やはり各省庁間と同時に、そういう族議員というような、それがまた間に介在しているんな癒着を生むようなそういう部分も今計画をいろいろ阻害している要素の一つだと思ひますから、そういう点にもひとつどか頭の視野に置いておいて頑張つていただきたいと思うんです。終わります。

○有働正治君 四月八日の本委員会におきまして、私はいわゆるゴールドプランの施設及びマンパワーで地方自治体に巨額の超過負担が生じている実態を明らかにしました。超過負担率は、県によりまして施設建設費の三分の一強から五割強に達している状況であります。そして、その解消策の大前提といたしまして、厚生、自治、大蔵の三省が速やかにその実態調査を行うよう要求した次第です。その際自治省は、地方団体から意見も出されているので、関係省庁にその解消方について申し入れを行つていふことを明らかにしています。

さらに、村田自治大臣は「実態調査をして、しっかりとこれに対応してほしいという有働委員の御意見でございまして、私も厚生省それから大蔵省とタイアップしてこの問題に対して努力をいたします。」と答え、繰り返して、「厚生省ともよく相

談をし、それから大蔵省ともよく相談をし、有働委員の御指摘になられたような方向に向かつて努力をいたしてまいりたい、協議をしてまいりたいと心得ております。」、このように答弁されておるところであります。

まず、自治大臣にお伺いします。この答弁にお変わりはありませんか。

○国務大臣(村田敏次郎君) 有働委員の御質問に誠意を持つてお答えしたつもりであります。

○有働正治君 大蔵大臣、きょうは御苦勞さまであります。

今、自治大臣の御答弁をお聞きのとおり、関係省庁で大蔵省とも協議して速やかに実態調査をしてほしいというふうな要望について、自治省としては大いに努力していくということでありまして、大蔵大臣にも私の質問の会議録を読んでいたでくよう願ひしておきました。地方自治体から最も多い要望というのはこの財政的措置。具体的には、ゴールドプラン関係の事業では大幅な超過負担の解消が共通の要望であります。実態調査は昭和五十四年、一九七九年、施設等の調査を行つて以来、十数年間も本格的な調査は実施されてい

ないという聞いております。そこで、大蔵大臣にお尋ねします。こうした地方自治体等からの要望、またその実態、それからこれからの内閣の重要施策から見まして、このゴールドプランの超過負担解消に向けて、実態調査をする必要があると言われている自治大臣と同じ考えに立ちまして、速やかに実態調査に向けて前向きに積極的に対応していただきたいと考えるわけでありまして、いかがでありますか。

○政府委員(竹島一彦君) 特別養護老人ホームを初めとした社会福祉施設の国庫補助単価が適正かどうかという問題につきましては、従来から物価動向等を勘案いたしまして引き上げを図つてきております。現に、平成五年度におきまして二%の引き上げといったことで実態に即した補助が行われるように努力をしてきています。でございます。

御指摘のように、いろいろな調査でいわゆる超過負担ということが言われておりますけれども、事御指摘のような社会福祉施設につきましては、東京都等の事業費が高くなつてくるを得ないといったようなところにつきましても割り増しの補助単価を認めるといったようなことできめ細かく対応しているわけでございます。そういう中で、現下の財政事情を考えますと国としてできる限りの国庫補助単価に基づく助成が行われているというのが私どもの基本的な認識でございます。

ただ、これは具体的なには厚生省が一義的にはそこをどう判断するかという問題でございます。その前にも御議論があつたことは私も承つておりますので、厚生省等関係の省庁とよく相談をいたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(林義郎君) ただいま事務局からお話を申し上げましたようなことでございまして、超過負担問題につきましては、毎年の予算編成のたびごとに物価動向その他を見まして適正な補助基準というものの設定に努めてきているところでございます。決しておかしいことをやっているとは思つておりません。平成五年度の予算におきましても適正な補助基準の設定に努めてまいつております。関係省庁とよく相談しながら所要の是正措置を講じているところでございます。

今後、国庫補助金一般につきましては、関係省庁、特にこの問題につきましては厚生省が私は主だろうと思ひますけれども、そういったところと相談しながら社会経済情勢の推移を勘案し適切な補助基準の設定に努めてまいりたい、こういうふうな考えているところでございます。

○有働正治君 村田自治大臣は、厚生省だけでなくて、大蔵省ともタイアップしてこの問題に対処して努力をしていくというふうに明言されているわけでありまして、国務大臣の一員として、この自治大臣と同じ立場に立つて積極的に対応していただきたいというのが私の要望であります。大蔵大臣、いかがですか。

○国務大臣(林義郎君) 御趣旨はよくわかつておりますし、村田大臣のお気持ちもよく体しましてこれから善処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○有働正治君 積極的な対応を求めます。次に、地方交付税の減額問題でお尋ね申し上げます。

本来、地方交付税制度というのは国の都合で勝手に操作されてはならないものであると私は考えるわけでありまして、私は矢野浩一郎元自治省財政局長の著書で自治大学校の研修生用テキストとして用いられております「地方財政制度」を讀ませていただきました。その中で、地方交付税制度の目的について以下のように述べています。

「いかに完全な財源保障が行われたとしても、」私に言わせればその前提さえ損なわれていると考えるわけでありまして、その著書の中では、

いかに完全な財源保障が行われたとしても、それが、国の一方的判断によつて決定され、また、その使用については実質的な国の干渉を伴うものであつては意味がない。地方交付税は、地域住民の意思に基づいて行われる地方自治行政をその財政的側面から実質的に支えるものとして、地方団体の自主性を確保しつつ、地方自治の本旨の実現に役立ち、地方団体の独立性を強化するという窮極の目的を果たそうとするものである。

と述べています。そして、「地方交付税の性格についての最も基本的な特色は、それが地方団体の「独立共有財源」としての地位を有しているという点である。」と述べています。極めて正当で適切な解説であると私は考えるわけでありまして、この地方交付税が地方団体の独立共有財源であるという認識を持つておられるかどうか。簡潔にお願いします。

○国務大臣(林義郎君) いろいろと御意見は私はあるところだろうと思ひますし、また大蔵大臣が

書いておられる本ですから私もむげに否定するわけじゃありませんが、国会では昭和四十四年の福田大蔵大臣の国会答弁以来、歴代の大蔵大臣が答弁申し上げておりますように、地方交付税については、特定の国税の収入の一定割合が国から地方に交付されていることが決まっていることから、地方の権利のある金であり、そういう意味において固有の財源と言っても差し支えないものと考えている、こういうことでございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 地方交付税についての認識はまさにそのとおりでございます。自治体固有の一般財源である。したがって、これをしっかりと地方財政のために役立てていかなきゃならぬと思っています。

○有働正治君 そういう立場から見まして大蔵大臣に特に述べておきたいわけですが、地方財政を国の都合で好き勝手に操作するということは私はやめるべきである。特に特例減額などは一切やめるべきだと思わなければならない。この点についての見解。そしてまた、こういう国が地方交付税の独立共有財源という性格をじゅうりんとして特例減額などということをつたひに行うからこそ、そういう干渉ができないように地方交付税の特会直入を地方団体として我々も強く要求せざるを得ないのであります。大臣も閣僚の一人として、憲法の地方自治を尊重する義務のある立場からして地方交付税の特会直入を認められるかどうか。この二点について、最後にお尋ねします。

○国務大臣(林義郎君) お話がありました点で交付税の直入をどうするか、こういうふうな話でございますが、昭和二十九年のこの交付税特会ができてからずっと続いている制度でございます。国の予算制度、会計制度にも大きな影響を及ぼすものでございまして、大蔵省としては極めて問題が多いと申し上げざるを得ないというのが答弁でございます。

○政府委員(竹島一彦君) 国と地方の財政というのはいろんな面で密接に絡み合っているわけでございます。どうしてもその間で調整が必要であ

る。地方交付税については固有の財源ということでございますけれども、それと法定率の地方交付税で毎年必ず地方財政が円滑にいくという保証がないわけでございます。そういう意味で五十九年度の改革において年度間調整としての特例加減算という措置が規定されているというふうに理解しております。

それにみだりに寄りかかるといことは慎むべきことだと思っております。毎年度毎年度の予算編成で地方財政対策を講じていく場合にはどうしても法定率だけでいいというわけではないのが現実でございます。基本の制度の趣旨は踏まえつつ、やはり毎年度具体的に何が適切な内容であるかということを検討して措置していかなきゃならぬ、このように考えております。

○有働正治君 納得できない答弁ですけれども、時間ですので終わります。

○下村泰君 両大臣、朝早くから長い時間御苦労さんです。残業手当も出ないのに大変だろうと思っております。もうあと十分ですから我慢していただきたいと思っております。何か動物愛護精神に外れていないような感じがしますが。

私は、障害者、難病医療についてまず伺いたいと思っております。私は、医療、特に障害や難病の人々の医療はそうでない一般の医療や老人医療とは違うと思うんです。それは医学的な面だけでなく社会的にそういう人々が置かれている状況を考えますと、これはやっぱり国がきちんとすべきことじゃないかと思うんです。ところが、現状は自治体の努力によつて相当カバーされているわけです。

るんですね。しかも、その五十八団体の九割以上が国の制度化を待っているんです。残りの一割というのは、これは未回答なんです。ですから、大体五十八団体のうちの九割なんです。

では、なぜ助成するのか。それは、健康者に比べ健康を害しやすいためにそれを防ぐあるいはいち早く治療する必要がある、それに伴う経済的負担を軽減するというのが理由になっております。

五十八団体のトータル負担額が平成二年度決算で約六百七十四億円に上っているわけです。それで、実際の事業規模は市町村負担もありますのでさらに膨らむと思っております。そして、五十八団体すべてが同一基準ではあります。地域差が出ています。富裕県もありましてそうでない県もあります。財政力の差もあってやむを得ない面です。

が、これは大きな問題だと思っております。同様に、難病についても公立病院で大変頑張っているところがあるわけです。しかし、もうかるわけじゃございませんから、責任として自治体の持ち出しでやっているわけです。

今申し上げた障害児者への医療費助成、難病医療費への公立病院の赤字補てんの問題についてお考えをいただきたいと思っております。自治省として交付税の中でさまざまな形で医療に対して措置されていることは十分わかります。また、きょうは本来は厚生省も呼んでお聞きしたかったんです。時間の都合でおいでいただかなかったんですけれども、一義的には厚生省の努力も求められるわけなんです。これまでも私なりに要請はしてきました。そういうことも踏まえて、きちんとした国の制度化はすぐには無理でも、交付税などで今まで以上に手当てができないものか、この点を伺いたいと思っております。

大蔵、自治両大臣よりお答えを願いたいと思っております。

○国務大臣(林義郎君) 先生には、もう前から身体障害者児のことににつきまして大変御努力をいただいていることを改めてお礼申し上げます。

現在の医療制度では、国民皆保険というのがありまして全体をやっている。一割負担あるいは二割負担、こういうふうな格好でやっているのがありますが、その中で、今のお話の身体障害児者というのはやっぱり地方公共団体で二分の一、国が二分の一、こういうふうな形で負担をする。特に健康保険でできないところはそういう形で負担をしていきたいと思います。こういうふうな形に大体なっております。

ただ、御指摘のように、また病気の状況その他によりまして違つてまいりますから、その辺はやっぱり整理をしていかなきゃならないような問題は私はあるだろうと思っております。思いますが、これはきょううちと厚生省が来っていないからあれですけれども、厚生省の方とも相談をしまして何かやつていかなきゃならないんじゃないか、こういうふうな私は感じを持っています。

それから、自治省の方からあるいは交付税でというふうな話もあるかもしれませんが、私は医療全体の問題としてやはり考えていかなければならない問題だろうと思っております。特に障害者、障害児、そういうものはなかなか大変でございます。それから、もう一つの難病というのはまさに難病でありまして、これは治らぬ病気ですから、これをどうするかというのは私は非常に大きな問題だと思っております。

それからもう一つ、この問題ともう一つ離れて言いますと、高度先進医療というやつがあるんです。それからまた、どうしても治らない血友病であるとかそれから腎臓透析の話のようなもの。これはまた別の医療体系で相当な手当てをしていくという形で見ていかなきゃならない。難病、障害児者とはちょっと違いますけれども、足らざるところはそういう形で見ていくというのが今の私は体系になつていないのではないかと、こう思っています。

○国務大臣(村田敬次郎君) 下村委員が障害者児、難病者児の医療に対して大変熱心なお気持ちから御質問をいただいたわけでございます。予

算委員会等における御質問も拝聴をし、敬意を表
するところでございます。

自己負担分について地方公共団体が単独で助成
を行うというふうな理解をされておりますけれども、自治省としては、こういった医療費の自己負
担分に対して措置を講じることは国の医療制度、
社会福祉制度の整合性を図る必要があり、慎重に
検討をすべきもの、このように考えておるところ
でございます。御指摘にありましたように、交付
税等で措置すべきものは対応をしております。
○下村泰君 自治大臣にお願しておきますけれ
ども、県議会でも随分これは要望しているところ
があるはずなんです。

それから、今度は寄附控除について伺いま
す。昨年の経団連の社会貢献白書によりますと、
会員企業九百五十二社にアンケートを行い、返事
のあった三百五十七社のうち三十一社は一般寄附
金の免税枠の利用率が一〇〇％に達しておりま
す。四十六社が八〇％に達していると言われてお
ります。

過去、大蔵委員会でも何度か御指摘申し上げた
んですが、全体の利用率が低いということでこの
枠を拡大する必要はないとの答弁をいただいてお
るんですけれども、やっているとところはもう目い
っぱいやっていて、全くやってないところという
ものもある。一生懸命やっているところは一〇〇％
にしてやってないところはゼロとしますと、平均
とれば五〇になっちゃうんですね。それじゃ困る
んですね、そういうんです。

それで、免税をさかんに寄附を募るのはおかし
いという方もいらっしゃるかもしれませんが、
何かというアメリカというのを例に出しちゃい
けませんけれども、アメリカなどは文化土壤の違
いがある、現実にもそういうことでふやしつづ意
識を変えていくということが大切だと思ふんでき
が、この免税枠の拡大について大蔵大臣のお考え
を聞かせてください。

○国務大臣(林義郎君) 免税枠というのは、やっ
ぱり社会公共のために出すということでありま

す。個人もありますし法人もあります。法人は今
経団連のお話がありましたようなことでありま
す。ただ、ある一定のところまでは私は伸ばして
いいんではないかと思いますが、全部何でも無制限と
いうわけにはいきません。本当ならそれは税金をい
ただくところですから、免税してそちらの方に全
部行つたんじや国の取り分はなくなるわけござ
いますから、やはりそこはおのずからの限界があ
るんだらうと思います。

実態その他につきましては、今政府委員の方か
ら答弁させたいと思います。

○政府委員(田波耕治君) 若干蛇足になるかもわ
かりませんが、今先生の方から、企業によ
つては一〇〇％のところもあるということござ
います。一般のいわば寄附金の枠、平均をとり
ますとまだ各法人五〇％に達していないという統
計になっております。それから、なおかつ一般の
寄附金の控除枠のほかに、御存じの指定寄附金の
制度もございます。あるいは特定公益増進法人制
度の話もございます。

全般的な寄附金制度のあり方については、今大
臣が御答弁申し上げましたとおりの考え方がやは
り根拠にはありませんと、本来歳出を通じて国
会の御審議を得てやるべきものを個人の選択に任
せるというようなことは、ある程度の限度をもつ
てやっていかなければいけないということは御理
解いただきたいというふうに思っております。

○下村泰君 大変私の質問に大蔵大臣が御丁寧
にお答え願いましたので、とうとう質問時間がなく
なりました。ありがとうございました。これで
しまいにします。

○委員長(佐藤三吾君) 本日の質疑はこの程度に
とどめ、明一日午前十時に委員会を開会すること
とし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時一分散会

平成五年六月十日印刷

平成五年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K